

「健康検査マニュアルの見直しに関するワーキンググループ」について

1. 趣旨

令和2年10月の「船員の健康確保に関する検討会報告書」で提言された船員の健康診断の見直しの具体化のため、健康検査の実施要領等について示した健康検査マニュアルの見直し等について議論を行う。

2. 名称

名称は「健康検査マニュアルの見直しに関するワーキンググループ」とする。

3. 構成

本ワーキンググループは、別紙に掲げる委員で構成する。

4. 運営等

- (1) 本ワーキンググループに、委員の同意を得て座長を置くこととする。
また、座長の指名により座長代理を置くことができる。
- (2) 座長は、議長となり議事を進行するものとする。また、座長代理は、必要に応じ、座長の代理を務めるものとする。
- (3) 委員は、代理の者を出席させることができるものとする。
- (4) 座長は、必要に応じ、委員以外の者の意見を求め、又は出席を求めることができるものとする。
- (5) 議事は非公開とする。
- (6) 本ワーキンググループの資料及び議事概要は、特段の事情がある場合を除き、本会議終了後に国土交通省HPにて公開する。
- (7) その他、運営に必要な事項は座長が決定する。

5. 事務局

事務局を、国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室に置く。